

## 家裁委員会議事概要

1 日時 平成26年2月3日（月）14：00～16：00

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 安藤裕子、川島貞夫、木村生治、駒谷孝雄、佐野正利、  
篠塚 泉、高梨園子、吹野美才、村上典子、渡邊徳昭  
(五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

脇田未菜子裁判官、秋山譲首席家庭裁判所調査官、今村  
彰家事首席書記官、長瀬光信少年首席書記官、平井和実  
少年訟廷管理官、室城順子主任家庭裁判所調査官、渡邊  
直樹事務局長、坂本正則総務課長

4 テーマ

少年事件における教育的措置について

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長挨拶

委員会の開催に当たり、安藤千葉家庭裁判所長から挨拶があつた。

(2) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があつた委員（駒谷委員）について、坂本総務課長から紹介された。

(3) 事務局からの報告

平成25年2月8日松戸支部において開催した平成24年度第2回家庭裁判所委員会の際、委員からの指摘により庁舎案内図の改訂等を行つたことについて、渡邊事務局長から報告があつた。

#### (4) テーマ

##### ア テーマについて

委員長から、テーマの設定について説明があった。

##### イ 教育的措置の概要について

室城主任家庭裁判所調査官から、教育的措置の概要について説明があった。

##### ウ 各職種における少年に対する教育的措置の現状について

###### (ア) 調査官としての教育的措置の実施状況

室城主任家庭裁判所調査官から、少年審判手続の流れに沿って、調査官における教育的措置の現状について説明があった。

###### (イ) 裁判官としての教育的措置の実施状況

脇田裁判官から、少年審判手続の流れに沿って、裁判官における教育的措置の現状について説明があった。

###### (ウ) 書記官としての教育的措置の実施状況

平井少年訟廷管理官から、少年審判手続の流れに沿って、書記官における教育的措置の現状について説明があった。

##### エ 検討中の少年に対する教育的措置の具体案について

室城主任家庭裁判所調査官から、検討中の少年に対する教育的措置の具体案（就労支援プログラム、インターネット関連非行の教育用DVDの利用）について説明があった。

##### オ 主な協議（■委員長、●委員、▲オブザーバー）

#### ■委員長

本日は、少年事件における教育的措置の概要、当庁における取組や検討状況などについて説明させていただきましたが、いかがでしょう

か。まずは、率直な感想などを伺わせてください。

●委員

先ほど家庭裁判所の様々な取組についての説明を伺いましたが、そのような取組にも関わらず、再非行を犯す少年は多いのでしょうか。

▲オブザーバー

家庭裁判所に事件が係属した少年の再非行率に関する正確な統計は取れませんが、参考として、千葉県警の統計を紹介しますと、平成25年における少年の非行に関する統計では、過去10年間の刑法犯少年の再犯者率は32.0%という数値が出ております。また、前年度は30.2%という数値でしたので、この統計からみると、少年の非行に歯止めが掛かっているとは言えない状況のようです。

●委員

再犯者率が高いというのは、一度非行を犯してしまうと、周囲や社会の目というものが、その少年が更生していく障害になっているのではないかでしょうか。少年院に収容されたことがあるような、ある程度非行が進んでしまった少年に対して、教育的措置はどの程度の効果があるのでしょうか。家庭裁判所として何ができるのでしょうか。

▲オブザーバー

周囲や社会の目というものを裁判所が変えるのは難しいと思われますが、家庭裁判所ができるとすれば、少年がそこに立ち向かって更生していく意欲を育むということではないかと思います。

●委員

刑事事件を扱っている検察庁の立場から言いますと、周囲や社会の目という問題は、いわゆる「ラベリング」の問題であり、例えば、刑務所から出所しても社会の人が受け入れてくれないという問題を言いますが、少年のケースですと、学校などでいじめに繋がるのではない

かという問題が考えられます。

しかし、世間一般で心配されているほど、ラベリングの問題というのは要因として大きくないのではないかと思っております。つまり、再犯や再非行は、ラベリングとは違う次元で繰り返されているのではないかと思っており、検察庁においても、刑事政策的な側面から、議論されているところであります。

例えば、老人の万引きのケースを挙げると、1回目は微罪処分で許しましょう、2回目も同様に許しましょう、3回目は場合によっては罰金ですよ、4回目は起訴して反省してくださいというように段階ごとに処分を重くしていくというやり方が考えられますが、先日、ある学者の講演では、それがむしろ問題なのではないかという話をお聴きました。再犯を防止するためには、世の中との関わりをもっと深めさせて、自分の犯した罪を見つめさせた方がいいと、だから、1回目は厳重注意でよいとしても、2回目からもっと思い切った処分をして、自分がやったことは大変なことなどと自覚させる方が、むしろ再犯防止に繋がるのではないかという話でした。

そのような観点から、少年のケースをみると、現状では、家庭裁判所では段階的処遇をしているのではないか、つまりは、1回目は再非行のおそれがないとして審判不開始あるいは不処分にして、しばらくして再非行すると、次は保護観察にして、それでも駄目であれば、少年院に収容するという段階的な処遇をしているようにも思えます。そこをもう少し弾力的に運用し、少年院送致あるいは保護観察を含めて思い切った処遇をもっと早い段階で行うことにより、再非行を防止できるという考え方もあるのではないかかなと思います。

なお、知的障害を抱えた少年については、福祉へ繋げることが必要でしょうし、そのような試みもされているのではないかと思います。

### ▲オブザーバー

必ずしも段階的処遇をしている訳ではなく、個別の事案によっては、少年院送致や保護観察になるケースも一定数あります。ただ、御指摘のような点が全くないのかと言われますと、今後検討する余地もあるものと考えます。

### ■委員長

成人の場合と少年の場合とを比較すると、少年の場合には成人よりも可塑性があるという点にも着目して処遇が検討されている面がありますので、単に段階的処遇になっているとは言い切れないということを補足いたします。

そのほか、感想などございませんか。

### ●委員

かなり幅広いカテゴリーの中で教育的措置を実施していて感心しました。その中でも、学生ボランティアを活用することは、同じ世代の若者との交流の中で少年の視野を広げさせることに繋がるので、とても重要な取組だと思いました。

### ■委員長

少年は叱られたり、指示されたり又は命令されることが多いですが、大人ではなく同世代の学生ボランティアとの関わりや、清掃活動などを通して何かの役に立って褒められたり感謝されたりする経験は、少年にとっては更生のための良いきっかけになるものと思います。

### ●委員

学生ボランティアの存在については知らなかったのですが、同じ若い世代同士で話せる機会があるのはとても重要なことであり、良い試みだと思いました。先ほどの説明ですと、16名の学生ボランティア

が登録されているとのことですが、どれだけの要望があるのかということもありますが、今後どこまで募るのか、あるいは、資格というか、私やりますという応募だけでやってもらう訳にもいかないでしょうから、どのような若者にお願いするのかという問題もあるでしょうけれど、この制度をうまく活用できる方策はないだろうかと思いました。

そのほかにも、教育的措置として様々な試みをされていますが、特に参加者が多いのは万引き防止や自転車盗等防止の講習があるとのことです、非行の内容としては何が多いのでしょうか。というのは、今後の検討のものとしてインターネット関連という話もありましたが、従来型の非行に対して、社会情勢や若い人たちを取り巻く生活環境が変わってきて、非行の形態も変わってきているのかどうか、それに合わせるような教育的措置を実施していく必要があるのかなと感じました。

#### ▲オブザーバー

学生ボランティアに関しては、現在は、あるひとつの大学の法学部の中にある講座の先生を通じてという、限られた形でお願いしております。確かに、ボランティアをやりたいからやっていただきますという形で、誰でもいいのかというとそういう訳ではなく、資質面なども十分に考慮するために面談を実施しており、実際に担当してもらう前には、少年事件について理解してもらうための研修も実施しております。さらに、実際にどの少年にどの学生ボランティアに担当してもらうかの判断は、性別、年齢、性格などの要素を個別的にみて判断しております。

インターネット関連に関しては、スマートフォンを使った犯罪やSNSを悪用した援助交際などの問題や危険性がありますので、教育が必要であると考えており、今般、警視庁から教育用のDVDを入手し

て、今後、実際に使っていこうという段階に至っています。

▲オブザーバー

補足しますと、平成25年度における当庁の教育的措置実施状況一覧表の中で、「万引き防止講習」、「自転車盗防止講習」、「無免許運転講習」及び「自動車運転過失傷害講習」の数値が高いのは、裏返せば、それだけそれらに該当する非行の件数が多いということです。

■委員長

福祉との関係についてはいかがですか。

▲オブザーバー

知的障害を抱えた少年のケースについては、教育的措置の中というよりは、個別性が高い問題ですので、ひとつひとつの事例に応じて、児童相談所や特別支援学級などの機関と連携を取りながら、少年にとって一番適切な処遇を検討しております。

■委員長

御感想をいただきましたが、今後はこのように取り組んでいったらいいのではないかという御提案はありますでしょうか。

●委員

調査と教育的措置をどのように切り分けているのでしょうか。例えば、教育的措置のフラワーオペレーションの活動を一生懸命頑張れば少年院に行かなくともいいよということになれば、その時だけ頑張ればそれでいいと考える少年が出てくるおそれがあるのかなと危惧しました。

■委員長

調査と教育的措置が別々のものではなく、表裏一体というか、調査をしつつ、この少年にどのように働きかけたら目が開かれるのか、社会人として社会のルールを守ったり、自分の情緒的安定を図ったりで

きるのか、調査をしつつ、働きかけつつという、そのようなイメージを持っています。

### ●委員

裁判所のシステムというのは裁判所独自で完結しているように感じます。例えば、矯正機関の中に少年院がありますが、その少年院にも初等少年院のような犯罪傾向があまり進んでいない少年院から、特別少年院のように犯罪傾向がかなり進んだ少年を収容する少年院があります。少年事件には、試験観察や鑑別という制度がありますが、むしろ、いろいろな施設を巻き込んで教育的措置を行って、それから審判でもいいのかなと思います。つまり、審判の前にあまり自己完結しない方が良いのではないでしょうか。

また、先ほど学生ボランティアの話が出ていましたが、保護観察所にはBBS（Big Brothers and Sistetrs Movement）という実績のある活動があって、これも学生ボランティアですが、なぜそのような力を借りようとしないのかなと疑問に思います。もっと有機的に連携して、効率的に機能ができないのかと思いました。

### ▲オブザーバー

説明が足りなかつたところがあるかもしれません、実際には保護観察所や児童相談所とも連携を取って実施しており、少年にどのような教育が行われているかということも各関係機関とも情報交換や連携を取りながら教育的措置を実施しております。

### ●委員

教育的措置が審判のための前提措置のような感じがしまして、教育的措置の中では、犯罪や非行がなぜ悪いのかという倫理感を考えさせる取組はされているのでしょうか。また、何人もの少年に対して一律にやって効果があるのでしょうか。

## ■ 委員長

例えば、万引き防止講習では、なぜ万引きをしてはいけないのか、被害を受けた方にも協力していただいて、被害者の目線で考えさせる取組を実施しております。

## ▲ オブザーバー

それぞれの少年の記録を読んで、その少年の特徴、非行の態様をみた上で、集団の講習にふさわしいかどうかを判断します。そうでない場合には、個別に実施しております。

## ▲ オブザーバー

前提として二本立てになっており、共通項として集団講習があり、それとは別個に個別の調査も行っております。

## ● 委員

学生ボランティアの活用はとても有意義ではないかと感じました。同世代の若者の言葉なら受け入れやすい面もあり、少年の心を変えるきっかけになるのではないかと思います。現在、登録者が 16 名ということですので、もう少し開拓の道があるのかなと思いました。

## ● 委員

裁判所はとても丁寧に少年に接して、その少年に応じた審判をしております。教育的措置はその一例であり、審判不開始や不処分になるような事件についても何もしない訳ではなく、その少年に合った教育的措置を実施してきめ細かく対応しております。

## ● 委員

調停委員の中のかなりの部分は、少年友の会の活動にも参加しております。冒頭で社会や世間の目という話がありましたが、実際に世間の目が冷たいということはあるだろうと思います。しかし、私自身、少年友の会の活動を通して、少年に対する理解度が増して偏見がなく

なってきました。今後も、少年に対する偏見を取り除くための活動をしていきたいと思っております。

■ 委員長

有意義な御感想や御意見ありがとうございました。今後も皆様の御意見をいただきて、よりよい家庭裁判所を目指していきたいと思います。

次回は、今年の7月ころに、「子どもとの面会交流」をテーマとして取り上げたいと思います。

本日は、お忙しい中、大変ありがとうございました。

以上